学校跡施設活用検討会議の設置について

1 設置目的

「区立学校適正配置第一次実施計画」に伴う、光が丘地域における区立 学校再編後の跡施設の有効活用について検討するため、学校跡施設活用検 討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

2 役割

検討会議は、つぎに掲げる事項について検討し、「検討会議報告書」をま とめ、区長に報告する

- (1) 学校跡施設に導入すべき機能
- (2) 学校跡施設に整備すべき施設
- (3) 学校跡施設の有効活用にあたり配慮すべき事項

3 組織

検討会議の委員は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募する区民
- (3) 地元関係者

4 任期

委員の任期は、委員の委嘱をした日から区長に報告書を提出する日までとする。

5 会長および副会長

検討会議に会長および副会長をおき、委員の互選により選出する。 会長は、検討会議を主宰し、検討会議を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

検討会議は、原則公開で行うものとする。 検討会議の会議録は、原則公開とする。

7 幹事および事務局

検討会議に幹事を置く。幹事は、企画部長とする。

事務局は、企画部企画課に置く。また、検討内容に応じて、関係課長が出席する。